

指定障害者支援施設 風の丘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬真福祉会が、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第1項に基づく指定障害者支援施設 風の丘（以下「事業所」という。）において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者に対し適正な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第2条 施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供とともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
- 4 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6 施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。
- 7 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 8 施設は、施設障害福祉サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 9 前8項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設障害福祉サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 風の丘
- (2) 所在地 三重県多気郡多気町相可字風子 1863-1

(実施する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 事業所が実施する施設障害福祉サービスは、次のとおりである。

- (1) 生活介護事業
- (2) 施設入所支援事業

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設障害福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 看護師 1名

看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。

(4) 生活支援員 19名

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関する事に従事する。

(施設障害福祉サービスの営業日及び営業時間)

第6条 施設障害福祉サービス(昼間実施サービス)の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日を除く。

(2) 営業時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(施設障害福祉サービスの種類ごとの定員)

第7条 事業所の施設障害福祉サービスの種類ごとの定員は、次のとおりとする。

(1) 生活介護事業 定員 50名

(2) 施設入所支援事業 定員 40名

(利用者に提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容)

第8条 事業所が、利用者に提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活介護事業

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

(2) 施設入所支援事業

夜間における入浴、排泄、食事介助等、日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談を行う。

(提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、主たる対象とする障害の種類)

第9条 事業所が、利用者に提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

(1) 生活介護事業 知的障害者

(2) 施設入所支援事業 知的障害者

(施設障害福祉サービスの内容)

第 10 条 施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設障害福祉サービス計画の作成

(2) 施設入所支援

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 排泄の自立についての必要な援助

(エ) 身体等の介護

(オ) 訓練

(カ) 生活相談

(キ) 健康管理

(ク) (ア) から (キ) に掲げる便宜に附帯する便宜

(3) 生活介護

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 身体等の介護

(エ) 生産活動（水耕栽培、花卉栽培）

(オ) 創作的活動（木工、アート、陶芸、さをり織り）

(カ) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

(キ) 生活相談

(ク) 健康管理

(ケ) 訪問支援

(コ) 送迎サービス

(サ) (ア) から (コ) に掲げる便宜に附帯する便宜

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 11 条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、施設障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第 12 条 事業所は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定障害福祉サービスの量（以下「契約支給量」

という。) その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

- 2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。

(提供拒否の禁止)

第 13 条 事業所は、正当な理由なく施設障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 14 条 事業所は、生活介護、施設入所支援の利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 15 条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)は、松阪市、多気郡の区域とする。

- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

第 16 条 事業所は、生活介護、の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。また、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、利用申込者の援護の実施者たる市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第 17 条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第 18 条 事業所は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）若しくは就労移行支援又は施設入所支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、生活介護、自立訓練（生活訓練）若しくは施設入所支援に係る支給決定に通常要

すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第 19 条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(居住地変更が見込まれる者への対応)

第 20 条 事業所は、利用者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該利用者の居住地の市町村に連絡するものとする。

(身分を証する書類携行)

第 21 条 事業所は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導するものとする。

(サービスの提供の記録)

第 22 条 事業所は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第 23 条 事業所は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費若しくは法第 30 条第 2 項の規定により算定された特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額に 90 分の 100（法第 31 条の規定が適応される場合にあっては、100 分の 100 を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

(事業者が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第 24 条 事業者は施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。（1 日単位）

(1) 食事の提供に係る費用

- ①朝食 1 食につき 490 円（うち食材料費 300 円）
- ②昼食 1 食につき 540 円（うち食材料費 350 円）
- ③夕食 1 食につき 540 円（うち食材料費 350 円）

- ④間食 1日1回 50円
- (2) 光熱水費 320円
- (3) 創作的活動又は生産活動に係る材料費 実費
- (4) 特別な居室の使用料 0円
(国若しくは地方公共団体の負担若しくは費所又はこれらに順ずるものを受けた建築され、買収され、又は改造されたものを除く)
- (5) 日用品費 50円
- (6) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの

(利用者負担額等に係る管理)

第25条 事業者は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第26条 事業所は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

2 事業所は法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第27条 サービス利用に当っては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(施設サービス計画の作成等)

第28条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、施設サービス計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

2 サービス管理責任者は、施設サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する生活介護、施設入所支援の提供に当るサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(相談及び援助)

第 29 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

2 事業所は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(介護)

第 30 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、介護を行うに当っては、常に 1 人以上の生活支援員を介護に従事するものとする。
3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(訓練)

第 31 条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活が営むことができるようするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。
3 事業所は、訓練を行うに当っては、常に 1 人以上の生活支援員を訓練に従事するものとする。
4 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

(生産活動)

第 32 条 事業所は生活介護における生産活動の機会の提供に当っては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当っては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(工賃の支払)

第 33 条 事業所は、生活介護において、生産活動に従事している者に、当該生活介護の事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(食事)

第 34 条 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。

2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当り、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

3 事業所は、第1項の食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めることとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第35条 事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、必要に応じて利用者の同意を得て代わって行うものとし、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるとともに、利用者の外出の機会を確保するよう努めることとする。

(健康管理)

第36条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第37条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第38条 事業所の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第39条 事業所は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようとするものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第40条 事業所は、施設障害福祉サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第 41 条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待防止のための措置)

第 42 条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 43 条 事業所は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第 44 条 事業所は、提供する施設障害福祉サービスの定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第 45 条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(協力医療機関等)

第 46 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関（及び協力歯科医療機関）を定める。

協力医療機関名 さかね医院

(掲 示)

第 47 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 48 条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第 49 条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第 50 条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第 51 条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は

市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第52条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年 2回以上

(その他運営についての重要事項)

第53条 施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日より5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は社会福祉法人敬真福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域との連携等)

第54条 事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 事業所は、その運営に当っては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第55条 事業所は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第56条 事業所は、実施する施設障害福祉サービスの事業ごとの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 57 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 27 条に規定する施設サービス計画
- (2) 第 10 条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第 40 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第 41 条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第 51 条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 55 条に規定する事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規定は、平成 22 年 5 月 28 日から施行し、平成 22 年 8 月 1 日から適用する。